

性犯罪者処遇プログラム検討会（第2回）議事要旨

1 日時

令和2年1月28日（火）午後3時30分から午後6時まで

2 場所

法務省

3 出席者（構成員は五十音順・敬称略）

（座長）妹尾 栄一（茨城県立こころの医療センター副院長）

（副座長）嶋田 洋徳（早稲田大学人間科学学術院教授）

（構成員）小島 秀吾（国際医療福祉大学大学院准教授）

柑本 美和（東海大学法学部教授）

東本 愛香（千葉大学社会精神保健教育研究センター特任講師）

信田 さよ子（原宿カウンセリングセンター所長）

針間 克己（はりまメンタルクリニック院長）

（事務局）法務省矯正局

法務省保護局

4 要旨

(1) 開会の挨拶

(2) 事務局による説明等

カナダ及び英国における性犯罪者処遇プログラムに係る海外調査の概要について、別添の資料等に基づき、事務局から説明した。

(3) 性犯罪者処遇プログラムの見直しの方向性についての協議

第1回検討会において整理された論点等に基づき、協議が行われた。

(4) 構成員からの主な発言の概要

ア 現行のプログラムの課題と更なる充実化の方向性について

- ・ 海外のプログラムを参考にしてプログラムの見直しを行う際には、日本の文化的背景を踏まえることを考慮に入れる必要があると思われる。その点、カナダの先住民用のプログラムに参考となる点があるかもしれない。
- ・ 現行のプログラムは認知行動療法の一技法であるリラプス・プリベンションを中心としており、再犯を「しない」方法が強調されがちであるが、本来、認知行動療法は何かを「しない」ために何を「するか」が表裏一体のものとして重要であり、近年カナダ及び英国で取り入れられているグッド・ライズ・モデルの考え方は、認知行動療法の中に既に含まれていると捉えることが適当である。
- ・ 平成18年にプログラムを導入した当時から、再犯や再犯につながる

行動をしないという回避的アプローチだけでなく、グッド・ライブズ・モデルのような目標を達成していくといった前向きな考え方の重要性には着目されており、全く新しい考え方が入ってきたというものではない。

- ・ 強みを利用するアプローチを行うにしても、実施者が RNR 原則を含めた理論や重要なエッセンスを理解した上で行わないと再犯防止の観点からは効果的なプログラムにはならない。
 - ・ カナダにおける性犯罪者の再犯率に関するメタ分析の結果において、性犯罪の再犯率よりも性犯罪以外の再犯率が高くなっているが、サンプルとされた犯罪者にどのような者が含まれているのか、例えば、これまで性犯罪を繰り返している者がどの程度含まれ、多種方向犯がどの程度含まれているのかによって結果は影響を受ける。
 - ・ 英国のプログラムにおいて本件犯罪そのものを掘り下げて扱わないとのことであるが、本件犯罪を扱わないと、抽象論になって対象者の理解が深まりづらいと思われる。一方、本件犯罪と同じ状況にしか対応できないことを検討しても意義は小さいので、対象者に再発防止計画を検討させるに当たっては、具体性と抽象性の両方のバランスが実効性の観点で重要である。
 - ・ 英国のプログラムにおいて被害者に関するセッションがなくなったことについて性被害者の団体等から反応はどのようなものか。性犯罪等暴力犯罪に介入する処遇プログラムに被害者のセッションがないことは大きな問題であると考えられる。
 - ・ 被害者に関するセッションについて、他者視点を獲得するための介入は行った方がよい。被害者を理解するという観点も必要である。また、日本は反省を求める文化であることも考慮すべきである。
 - ・ 保護観察所のプログラムについて、全5回のコアプログラムや、現行の指導強化プログラムだけでは十分でないのではないかと。特に保護観察付執行猶予者は、数年間の保護観察を受けることになるため、保護司による指導を含む、コアプログラム終了後の処遇の充実が課題である。
- イ 刑事施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導について
- ・ 刑事施設から保護観察所に対し、保護観察所のプログラムの各セッションの内容に対応した内容を引き継ぐ等、引継ぎ内容の充実化が必要である。
 - ・ 刑事施設のプログラムのどの部分が保護観察所のプログラムのどの部分に紐づいているのか、指導担当者が理解した上で指導を行う必要がある。
 - ・ カナダの COSA は興味深い取組である。
 - ・ 刑事施設におけるプログラム終了後に、本人、刑事施設の指導担当

者，保護観察官，保護司等でケースカンファレンスを実施すると，その後の社会内処遇がより実効性の高いものとなるのではないか。

- ・ 刑事施設と保護観察所のプログラムの原理は共通しているところ，刑事施設と保護観察所，民間の機関とプログラムのエッセンスを共有することが大切である。

ウ 指導担当者の研修（育成）体制について

- ・ 性犯罪者のリスクについての見立てや性犯罪処遇プログラムの背景理論等についての理解をプログラムの指導担当者まで浸透させることが必要である。
- ・ 保護観察官の研修において，性犯罪者処遇について扱う時間が短く，各セッションのエッセンスと認知行動療法を用いた進め方については扱っているものの，性犯罪者処遇に関する基本的な理解を深めるには不十分である。
- ・ 矯正局と保護局が合同で研修を行うことを検討してはどうか。
- ・ 刑事施設でプログラムの実施に協力している民間の処遇カウンセラーについて，カナダのプログラム・オフィサーのような資格を作ることができれば，民間のカウンセラーの質の向上にもつながるのではないか。
- ・ 性犯罪者処遇プログラムは，認知行動療法を基盤としており，集団で実施する場合であっても，その基本は，集団凝集性を高めることだけではなく，個々の対象者のリスクやニーズに着目したアプローチをすることにある。このようなスキルのある指導者を育成する必要がある。

(5) 閉会の挨拶